

奈良県景観審議会規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十一号

奈良県景観審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県景観条例（平成二十一年三月奈良県条例第四十九号）第二十二条第七項の規定に基づき、奈良県景観審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第二条** 審議会に会長及び副会長一人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第四条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員五人以内で組織する。
3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
5 部会長は、部会の事務を掌理し、審議の経過及び結果を審議会に報告する。
6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委員以外の者の出席)

第五条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員又は部会に属する委員以外の者に対し、審議会若しくは部会に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第六条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会及び部会の会務を処理する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、暮らし創造部景観・環境局風致景観課において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。